災害発生時における帰宅困難者の受入等に関する協力協定

大規模地震等の災害による交通の途絶などの事由により帰宅することが困難となった者 (以下「帰宅困難者」という。以下同じ。)の受入等の協力に関し、久喜市(以下「甲」という。)と、株式会社 きのえね(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避するとともに、 帰宅困難者の安全を確保するため、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2 条第1号に規定する災害をいう。

(協力内容)

- 第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、この協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。乙は、甲の要請に対し可能な範囲で協力すればよく、次に掲げる事項の全部又は一部の履行義務を負うものではない。
 - (1) 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時受入場所として無償提供すること。
 - (2) 帰宅困難者に対し、甲が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
 - (3) 帰宅困難者に対し、乙の施設において、水道水及びトイレを無償提供すること。
 - (4) 帰宅困難者に対し、知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。
 - (5) その他乙が帰宅困難者の受入等に関して甲に協力できる事項

(要請期間及び要請方法)

- 第4条 前条の規定による協力の要請期間は、災害の発生から公共交通機関が復旧するなど状況が改善されるまでの1日間程度とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長するものとする。
- 2 本協定に基づく要請は、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するもの とする。
- 3 乙は、この協定に基づき協力したときは、口頭又は電話等をもって報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(帰宅困難者の退去)

第5条 甲は、前条の規定による帰宅困難者の受入が終了した場合において、なお正当な 理由なく乙の施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し帰宅困難者の退 去を指示するものとする。この場合において、甲は当該帰宅困難者の事情を考慮するも のとし、適宜適切な場所への移動を指示しなければならない。

(費用負担)

- 第6条 第3条各号の規定による協力に要した費用は、甲乙協議の上、その額を決定し、甲が補填するものとする。
- 2 前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第

4条第3項により定める額とする。

(損害補償)

第7条 甲の要請により、乙が行った業務に従事した乙の従業員(乙への協力者を含む。) が当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害 の状態になったときは、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年埼玉県 市町村総合事務組合条例第28号)の例により補償する。

(災害時の情報共有)

第8条 甲及び乙は、第4条に規定する協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

- 第9条 乙は、第3条各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。第4条に定める要請期間が満了した場合も、また同様とする。 (平常時からの備え)
- 第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう甲の指導、助言及び協力の もと、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、甲が行う防災訓 練等に協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡体制を毎年度更新し、変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、平成27年4月20日から平成28年4月19日までとする。ただし、有効期間満了日の2か月前までに甲乙いずれからも更新に関する申出がないときは、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月20日

埼玉県久喜市下早見85番地の3 甲 久 喜 市 久 喜 市 長

埼玉県久喜市久喜東四丁目20番21号 乙 株式会社 きのえね 代表取締役社長